

委員会提出第2号議案

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月25日提出

豊岡市議会議長 関 貫 久仁郎 様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 井 上 正 治

(理由)

議員及び職員は、議会が指定する情報通信機器端末を持ち込み、議長の許可を得て会議に使用することができる旨を定めるため。

豊岡市議会規則第 号

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則

豊岡市議会会議規則（平成17年豊岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第142条の次に次の1条を加える。

（情報通信機器端末の使用）

第142条の2 議員及び職員は、議会が指定する情報通信機器端末を持ち込み、議長の許可を得て会議に使用することができる。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

豊岡市議会会議規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の内容

議員及び職員は、議会が指定する情報通信機器端末を持ち込み、議長の許可を得て会議に使用することができる旨を定めること。(第142条の2関係)

2 附則

この規則は、令和2年8月1日から施行すること。

豊岡市議会会議規則新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p><u>（情報通信機器端末の使用）</u> <u>第142条の2 議員及び職員は、議会が指定する情報通信機器端末を持ち込み、議長の許可を得て会議に使用することができる。</u></p>